

11 研修・研究事業

1 学校の組織体制の充実

平成 21 年度から任用されている主任教諭、15 年度から導入された主幹（教諭）、17 年度に教頭から改称し、20 年度から学校教育法上の職に位置付けられた副校長、26 年度から任用が開始された指導教諭（主幹教諭と同様の 4 級職）が、それぞれの職層・職責に応じて、組織的に学校経営の一層の改善を進めるとともに、人事考課と連動した教員の資質・能力の向上を図るための研修体系に基づく教員研修及び研究を充実させている。また、学校管理職、教員等の学校組織マネジメント能力の向上や、教育公務員としてのコンプライアンス（法令遵守）、服務規律の徹底を図る。

2 教員の研修・研究

学校教育の一層の充実・発展のためには、その直接の担い手である教員の資質・能力の向上が極めて重要な課題である。教員研修の充実に努め、教員一人ひとりの実践的指導力をさらに高めていく必要がある。また、校内、学園内における研修・研究や自主的な研修等を一層奨励し、児童・生徒、保護者や地域住民からの期待や信頼に応える教育を進めなければならない。

そこで、教員一人ひとりの能力や特性、課題等に対応した実践的な研修を計画的に実施するとともに、管理職のマネジメント能力を高める研修や、将来学校管理職を目指す教員の育成のための研修、教育公務員の服務事故防止のための研修等を通して、市や学校における喫緊の教育課題への迅速な対応を図っていく。

今年度は新学習指導要領の全面実施（小学校：令和 2 年度、中学校：令和 3 年度）を踏まえ、各学校における「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業研究や評価にかかわる研修、三鷹市小・中一貫カリキュラム及び学園版カリキュラムの周知・活用に関わる研修、平成 30 年度（中学校は令和元年度）から先行実施となった「特別の教科 道徳」や、令和 2 年度から教科として位置付けられた小学校外国語（英語）研修、オリンピック・パラリンピック教育に関わる研修などの一層の充実を図る。



▲教員研修

主な研修	主な委員会
三鷹市立小・中学校合同研修、校長研修、副校長研修、主幹教諭 任用時研修、学校マネジメント講座、主任教諭任用時研修 主任会（教務、生活指導、保健、研究、進路指導（キャリア教育）） 小・中一貫コーディネーター研修、中堅教諭等資質向上研修 東京都若手教員研修（初任者研修、2 年次研修、3 年次研修） コンピュータ研修 学校教育相談・教育支援にかかわる研修 小学校外国語（英語）研修、理数教育研修	人権教育推進委員会 自然教室実施委員会（小・中） 社会科副読本作成委員会（小・中） 三鷹 GIGA（ギガ）スクールマイスター 連絡協議会 三鷹 GIGA（ギガ）スクール開発委員会 教育支援推進委員会 道徳教育推進委員会 オリンピック・パラリンピック教育推 進委員会 外国語活動推進委員会

3 研究協力校・研究奨励校

研究協力校（2年間）制度や東京都教育委員会や文部科学省の研究指定等を受けることなどにより、市や学校の教育課題の解決や市内全体の教育研究活動の充実及び活性化を図っている。

また、研究の成果については、学校の教職員のみならず、広く保護者や市民にも公開し、教育活動への理解や啓発を図るとともに、三鷹市全体の教育水準の向上に役立てている。

4 校内（学園）研修・研究

校内（学園）研修・研究は、各学校（学園）が直面する教育課題等を解決し、教員の指導力の向上を図ることにより、教育活動の質的改善・充実に資するために行われている。特に、学習指導においては、指導方法や指導形態等の工夫・改善を行うことにより、個に応じたきめ細かな指導の実現を図っている。さらに、学校公開等の機会を通して、校内研修等の成果を保護者や市民に広く公開し、常に授業の改善に努めている。

5 令和2年度 研究指定校一覧

	事業名等	指定校（学園）
三鷹市 教育委員会	三鷹市教育研究協力校	令和元・2年度：三鷹の森学園
東京都 教育委員会	令和2年度オリンピック・パラリンピック教育推進校	小・中学校全校

12 学校における働き方改革の推進と組織的な学校運営の充実

近年、三鷹市だけでなく全国的な喫緊の課題として、教員の長時間労働がある。国においては令和2年1月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。)を告示した。東京都においても「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」により教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務も含めて業務を行う時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めている。三鷹市教育委員会では、平成30年3月に「三鷹市立学校における働き方改革プラン」を策定し、学校教育の質の維持向上を図るため、業務改善や意識改革等の様々な取り組みを進めているところであるが、指針等の内容を踏まえ、働き方改革の一層の推進を図っていく。

1 三鷹市立学校における働き方改革プラン

(1) 目的

本プランでは、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、三鷹市の学校教育の質の維持向上を図ることを目的としている。教員の働き方を改革することを通して、最も重要な職務である児童・生徒の教育に力を注げる職務環境を整えていくことで、児童・生徒の学習をはじめとした学校生活のより一層の充実を図っていく。

(2) 取り組みの方向性

取り組みの方向性として、①教員が担うべき業務に専念できる環境の確保(人員体制確保、業務改善)②教員の意識改革(タイムマネジメント、ライフ・ワーク・バランスの推進)③部活動の適正化(運営指針の策定、部活動負担の軽減)の3点を掲げている。

2 組織的な学校運営の充実

「チームとしての学校」として、組織的な学校運営の改善・充実を図るとともに、様々な専門スタッフの配置を拡充するなど、多様な人財がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮できるよう、学校のマネジメント力の強化に努めている。

(1) 働き方改革に向けた具体的な取り組み

平成30年度から、学校の電話に留守番電話機能を付加し、教員が勤務時間外に保護者等からの電話の問い合わせに対応する負担を減らすとともに、休暇が取得しやすい夏季休業中には、連続7日以上学校閉庁日を設けることとし、教員の休暇取得の促進及び休暇制度の啓発を進めている。あわせて、令和元年度には「三鷹市公立学校の管理運営に関する規則」を改正し、教育職員の在校等時間の上限を1月当たり原則45時間以内とするなど、教育職員の業務量の適切な管理を行っている。また、令和元年度からは統合型校務支援システムの入替えに合わせて、在校時間の把握を行うことのできるシステムを導入し、働き方の見える化を進めるとともに、会議の精選や定時退庁日を設けるなど、地域や保護者の理解を得ながらライフ・ワーク・バランスを意識した教員の意識改革を進めている。さらに、30年度に策定した「三鷹市立中学校における運動部活動の方針」を、令和元年度には「三鷹市立中学校における部活動の方針」として改定し、適切な休養日等の設定を行うなど、運動部活動のみならず文化部活動のあり方や指導に関しての規定を加えた。令和2年7月には教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確

保を図るために必要な事項について「三鷹市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を定めた。

(2) 専門スタッフの配置拡充

三鷹市では、従来からスクールカウンセラー、学校図書館司書、ALT(外国語指導助手)、小1支援員など、専門スタッフの配置を進めてきた。令和2年度は、学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助などを行うスクール・サポート・スタッフを全22校に継続配置するとともに、副校長業務を支援する副校長業務支援員の拡充配置(3名→7名)、従来の外部指導者に加えて、学校外活動の引率も含めて部活動の指導ができる部活動指導員の拡充(全中学校に各2名→3名)を行った。また、市配置のスクールカウンセラー(スクール・ソーシャル・ワーカー機能を併有)の中学校配置を継続するとともに、都配置のスクールカウンセラーを大規模校において拡充(1名→2名)するなど、「チーム学校」として多様な人財の配置を進めている。

<新型コロナウイルス感染症への対応>

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、学校再開後における感染症予防策の徹底実施について定着を図るべく教員の負担が特に増大する間、児童・生徒の学びの保障をサポートするため、教職課程の学生等も含めた教育活動支援員を配置していく。

13 就学援助・就学奨励

1 就学援助

経済的理由によって就学困難な市内在住の学齢児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を給付し、小・中学校における義務教育の円滑な遂行を図っている。なお、新入学学用品費については、平成 29 年度に支給単価引上げと入学前支給を実施し、令和 2 年度はさらに支給単価を引き上げ、保護者負担の軽減を図っている。

助成対象	市内に在住し、国公立の小学校及び中学校に通学する児童・生徒のいる保護者で生活保護を受けている者（要保護児童・生徒）及びそれに準ずる程度に生活困難と認められた者（準要保護児童・生徒）
助成費目	学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費（新入学準備金含む。）、校外活動費、修学旅行費、給食費、体育実技費、医療費（学校保健安全法に基づく疾病のみ）

＜新型コロナウイルス感染症への対応＞

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う就学援助の対象者の拡充とあわせて、臨時休校期間中の給食費相当の援助費（給食費）の支給を行う。

2 教育支援学級就学奨励

小・中学校の教育支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減し、教育支援の振興に資するための助成制度である。

助成対象	市内に在住し、国公立の小学校及び中学校の教育支援学級に在籍若しくは通級する児童・生徒（要保護及び準要保護児童・生徒を除く。）のいる保護者で世帯の所得が一定基準以下の者（ただし、通学費を除く。）
助成費目	学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、通学費、職場実習交通費、体育実技費

14 学 校 保 健

学校保健とは、学校教育の基礎となる児童・生徒の健康維持・増進、安全を確保することを目的とし、そのための健康教育や健康診断などの保健管理、学校環境衛生検査などの諸活動を推進していくことである。

学校医、学校歯科医、学校薬剤師を各学校に配置し、協力を得て実施している。

1 各種検診・検査の実施

毎年6月末までに、身長、体重の計測と、学校医（内科、眼科、耳鼻科）、学校歯科医による健康診断を実施している。その他、視力、色覚、聴力、結核、心臓、腎臓、脊柱側弯症、運動器などの検診・検査を実施している（令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により9月から実施）。

なお、運動器検診は、学校保健安全法施行規則が改正され、「四肢の状態」が必須項目として加えられたことにより、平成28年度より追加された。

種 別	小 学 校						中 学 校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
身体測定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
視力検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色覚検査	△	△	△	△	△	△	△	△	△
聴力検査	○	○	○	△	○	△	○	△	○
内科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
眼科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
耳鼻科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
脊柱側弯症検診	校医により要検査の指示があった者						小学校と同様		
運動器検診	調査票により抽出された者						小学校と同様		
歯科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
結核検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心臓検診	○	校医により要検査の指示があった者					○	小学校と同様	
腎臓検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※△は、検査希望者のみ

2 学校環境衛生

児童・生徒が快適に学校生活を送れるように、学校環境の維持向上を図るため、学校薬剤師による飲料水検査、プール検査や給食調理器具などの衛生点検をはじめ、照度検査や騒音検査、教室の空気検査などを必要に応じて実施している。

<新型コロナウイルス感染症への対応>

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の実施を支えるための環境整備を図り、感染拡大の防止及び「学校の新しい生活様式」の実践に取り組んでいる。具体的には、「3密」を避けるための対応や、感染源や感染経路を絶つための手洗いや消毒、日頃の健康状態の把握の徹底等、基本的な感染症対策に努めている。

3 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度。学校安全の普及充実を図るとともに、学校管理下における児童・生徒の負傷、疾病、障害、死亡につ

いて医療費、見舞金の給付を行い、学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(1) 加入・掛金

児童・生徒が全員加入している。掛金は、児童・生徒一人あたり年額 935 円で、市が全額負担している。

(2) 給付内容

保険診療による総医療費が 5,000 円以上の場合に支給する。医療費の給付金額は、療養に要した費用の額の $\frac{4}{10}$ （うち、 $\frac{1}{10}$ は、療養に伴って要する費用として加算される分）である。

15 学 校 給 食

1 沿革

三鷹市の学校給食は、昭和 22 年 12 月から第一小学校において週 3 回の給食を開始したのが始まりである。その後、昭和 29 年に学校給食法が制定されたことを受け、三鷹市として本格的に学校給食の実施を目指し、小学校では昭和 32 年から昭和 34 年にかけて、第一小学校から第七小学校、大沢台小学校及び高山小学校の全 9 校で週 5 回の完全給食が実施された。

中学校ではこれより 15 年遅れ、昭和 49 年から昭和 50 年にかけて第一中学校から第五中学校の全 5 校で週 5 回の完全給食が実施された。

その後、新たに開校した学校もすべて給食を実施し、昭和 59 年からは市立小・中学校全校で、週 5 回の完全給食を実施している。

2 三鷹市の学校給食の特色

三鷹市の学校給食は、安全で、おいしい給食を提供するため、以下のような特色のある取り組みを進めている。

(1) 調理方式

すべての学校に給食室があり、各校で給食を作る自校調理方式で実施している。

(2) 栄養職員の各校配置

各校に栄養職員(栄養士) 1 人を配置し、献立を作成している。

(3) 食材登録制度・業者登録制度

安全な食材を使用するため、「食材登録制度」と「業者登録制度」により、安全・衛生管理に努めている。食材登録制度とは、学校給食で使用する食材の安全性を確保するため、栄養成分、添加物成分、微生物検査結果などから、食材を選定し登録する制度である。食材は可能な限り国産品を登録している。また、業者登録制度とは、学校給食の食材納入業者を書類審査と現地調査により選定し登録する制度である。

(4) 三鷹市学校給食運営委員会

学校給食の充実に向けて、学校長、学校栄養職員、PTA 代表、保健所職員、教育委員会事務局職員で構成する「学校給食運営委員会」を組織し、給食の献立・衛生管理・その他運営方法等に関する検討を行っている。

また、安全で良質な食材が給食に供給できるように、本会において納入業者及び食材の登録事務、食材の安全管理、納入業者への安全・衛生指導、代金の支払いなどの業務を行っている。

(5) 衛生管理

三鷹市では調理中の衛生管理を徹底するために、学校給食法で定める学校給食衛生管理基準に準拠した「三鷹市学校給食衛生マニュアル」を作成し、マニュアルに沿った衛生管理を行うことで食中毒防止に努めている。また、マニュアルは最新の衛生管理手法を取り入れるために随時改定を行っている。

(6) 食物アレルギー疾患対応

「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を基本として、学校での配慮・指導を希望する児童・生徒を対象に、主治医のアレルギーに関する所見を記載した「学校生活管理指導表」を活用した対応を行っている。

各学校では、「学校生活管理指導表」に記載された主治医からの正確な情報・指示に基づき、個々の児童・生徒の対応方法について、校内体制を含めた取り組み方法を組織的に検討した上で、保護者と面談を行い、対応を決定するとともに、病型、症状等に応じた緊急体制を学校全体で確認している。

また、児童・生徒の成長にあわせて、毎年度「学校生活管理指導表」の提出を求め、これに基づく正確な症状等の把握と予防体制、緊急対応体制の確認を行うとともに、関連する校内研修を実施するなど、学校における食物アレルギー疾患対策を推進している。

(7) 献立

季節の行事にちなんだもの、旬の食材を用いることで季節感のある献立としている。また、主食には、我が国の伝統食であり栄養バランスが取れ、評価の高い「米」を活用した週3回の米飯給食に取り組むとともに、パン類、麺類の給食とのバランスを考慮しながら、多様な食材から必要な栄養を摂取できるよう配慮している。

3 学校給食の充実に向けて

(1) 学校給食調理業務委託

教育委員会では、「三鷹市立小・中学校給食のあり方検討委員会」の検討結果報告書（平成18年2月）を踏まえて策定した、「学校給食の充実と効率的運営に関する実施方針（18年9月）」に基づき、食の安全の徹底を基本におきながら、学校給食の効率的運営を図るため、19年4月から南浦小学校、東台小学校、第一中学校、第五中学校の計4校で学校給食調理業務の民間委託を開始した。

また、「学校給食調理業務委託検証委員会」による「安全・衛生面、品質面とも、適正・確実に業務が履行され、学校行事に合わせた給食の実施、多様な給食形態の提供などの成果も上がっている」との検証結果を踏まえて、平成21年度から順次学校給食調理業務委託を推進している。

委託実施校ごとに「学校給食運営協議会」を設置し、委託による効果や課題、改善方法について定期的に協議・検討を行っている。各委託実施校では、ほぼ順調に運営が行われており、給食内容についても児童・生徒、教職員、保護者ともに概ね好評である。令和2年4月から、第三小学校で委託を開始し、委託実施校は小・中学校22校中、19校となっている。

(2) 三鷹産野菜の活用

新鮮でおいしい給食を提供できるとともに、作物の生育や働いている生産者を身近に見ることができるなど多くの教育的効果が得られること、さらに地産地消を促すものとして、三鷹産の季節の野菜を直接農家から購入し給食に取り入れている。

平成 14 年 6 月の開始当初は協力農家 2 軒、実施校 4 校であったが、徐々に広がり、19 年度に協力農家 7 軒、22 校全校での実施が可能となった。令和 2 年 4 月現在、協力農家は計 10 軒となっている。

学校給食における市内産野菜の活用推進については、27 年度に東京むさし農業協同組合三鷹支店、三鷹市、三鷹市教育委員会の 3 者で締結した「学校給食における市内産野菜活用推進に関する協定」に基づき、関係団体等との連携を図りながら、野菜の供給システムの構築などの可能性について検討を行うなど、使用率向上に向けた具体的な方策について検討している。



▲「三鷹産野菜の日」の献立

28 年度は、東京むさし農業協同組合から提供を受けた市内産野菜を使用した「三鷹産野菜カレーの日」を市内全小学校の給食で実施した。29 年度には全中学校に、令和元年度からは保育園にも拡大し、現在は小・中学校全 22 校、保育園 18 園で年 2 回「三鷹産野菜の日」を実施している。

第 4 次三鷹市基本計画（第 2 次改定）では、農産物の地産地消の推進を図るため、学校給食における市内産野菜の使用率を 30% まで引き上げることを目指している。市では、令和 2 年度から新たに学校給食に使用する市内産野菜の購入に係る経費等への補助を開始したことから、市立小・中学校ではこの補助金を活用することで、さらなる使用率の向上に努めていく。

＜新型コロナウイルス感染症への対応＞

1 学期中の学校給食費の 2 分の 1 を公費負担とし、新型コロナウイルス感染症の影響による家計への負担を軽減することとしている。

16 学 校 施 設

1 学校施設建設のあゆみ

教育委員会が発足した昭和 27 年当時の三鷹市は、小学校 5 校と中学校 1 校だけであった。義務教育の延長と多摩地区の都市化により児童・生徒数が増加している中、まず、取り組まなければならなかったのは、学校の建設であった。さらに、昭和 30 年代の半ばには、校舎の鉄筋化にも着手し、昭和 40 年代には学校の新設及び改築のピークを迎えた。昭和 40 年代後半になると市の人口の増加は落ち着いてきたものの、依然として、児童・生徒数は増加傾向にあり、昭和 50 年代は大規模校の解消や適正配置のための新設や増築が行われた。昭和 60 年を前後として、小学校の児童数、次いで中学校の生徒数が減少傾向に転じ、学校施設の新增築事業は終了した。

その後は、老朽化した校舎・体育館の建替工事を実施した。平成 11 年 2 月に第三中学校校舎・体育館、13 年 7 月に高山小学校校舎・体育館、20 年 3 月に第二中学校体育館、23 年 3 月に東台小学校校舎、23 年 5 月に第五中学校体育館の建替えが完了した。さらに、第三小学校では 24 年 12 月に新校舎が、26 年 3 月に校庭・外構が整備され、建替工事が完了した。

現在、三鷹市には、小学校 15 校、中学校 7 校がある。



▲建替え後の第三小学校校舎

2 学校規模の適正化

(1) 児童・生徒数及び学級数の将来推計

平成 23 年度以降、三鷹市の人口は増加傾向にあり、年少人口についても増加傾向が続くことが予想されており、小学校の普通教室の確保が課題となっている。なお、年少人口増加の要因となる新規の宅地開発や中規模以上のマンション建設は、特定の地域に集中する傾向があり、児童・生徒数の変化にも地域差が生じている。

こうした現状を踏まえ、地域特性を考慮した年少人口の将来予測シミュレーションを行うとともに、適正な学習環境の確保に向けた取り組みを進めている。

(2) 高山小学校学級数増への対応

児童数の増加により、新たに普通教室の確保が必要となった高山小学校について、平成 28 年度に時限付き新校舎の整備工事を実施し、29 年 4 月から新校舎の使用を開始し、適正な学習環境を確保した。

新校舎には、子どもたちの安全安心の観点から、教職員が常駐できるよう第二職員室、保健室を配置している。さらに、エレベーターや多目的トイレを設置するなど、バリアフリーにも配慮した施設となっている。



▲高山小学校時限付き新校舎

(3) 下連雀五丁目第二地区開発事業への対応

平成 30 年 1 月に定めた「下連雀五丁目第二地区開発事業への対応方針」に基づく通学区域の変更については、30 年 3 月～4 月と 30 年 11 月の 2 回にわたり関係する学校の保護者や地域住民等への説明会等を実施し、各説明会での配布資料や議事録についてはホームページにその内容を掲載するなど、広く周知を図った。31 年 2 月には「三鷹市立学校の通学区域に関する規則」の改正を行い、令和 2 年 4 月から当該地区に建設される大規模共同住宅の通学区域を三鷹の森学園（高山小、第三中）から東三鷹学園（第一小、第六中）に変更するとともに、大規模共同住宅の西側に隣接する三鷹の森学園（高山小、第三中）の通学区域を連雀学園（第六小、第一中）に変更した。多くの転入者が見込まれた第一小学校では転入予定者対象の学校説明会を令和 2 年 2 月に実施するなど、きめ細かな対応を行った。

あわせて、通学区域の変更に伴い、道路管理者や警察等の意見を踏まえて新たな通学路の指定を行うとともに、市長部局と連携しながら安全対策を進めた。

3 安全で快適な学校環境の整備

教育委員会では、子どもたちの教育環境について、「より安心して」「より安全に」「より快適に」という点から年次計画に基づき、学校施設の維持・保全を行っている。

現在は、老朽化対策と非構造部材の耐震化を含めた長寿命化改修工事を計画的に実施するとともに、学校トイレの洋式化・床のドライ化・バリアフリー化や老朽化した空調設備の更新、学校体育館への空調設備の整備を行うなど、大規模な改修事業を計画的に実施している。

(1) 耐震補強工事

学校の耐震性については、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の教訓から、7 年度より耐震診断及び耐震補強設計を実施している。8 年度からは、耐震診断の結果を踏まえ、順次、耐震補強工事を実施し、24 年度末で当初計画した小・中学校全校の耐震補強工事が完了した。

その後、23、24 年度に実施した耐震診断内容再調査の結果に基づき、耐震補強工事が新たに必要となった 6 校の学校体育館について計画的に耐震補強工事を行った。26 年度に第五小学校、南浦小学校の 2 校、27 年度に第三小学校、中原小学校、北野小学校、第六中学校の 4 校の体育館耐震補強工事に取り組み、27 年度中に市立小・中学校施設のすべての耐震化が完了し、耐震化率は 100%を達成している。

(2) 空調設備の整備

児童・生徒の更なる良好な学習環境を整備するため、平成 22 年度から 24 年度にかけて実施した市立小・中学校への空調設備整備事業に続き、27 年度から、空調設備が一部未整備となっていた中学校の特別教室等 61 教室への整備を実施してきた。

29 年度中に市立小・中学校のすべての普通教室及び特別教室への空調設備の整備が完了し、整備率は 100%を達成している。

今後は、耐用年数を迎える設備の更新を計画的に実施し、快適な学習環境の確保に努めることとし、令和 2 年度は、高山小学校の空調設備改修Ⅰ期工事及び第三中学校の空調設備改修Ⅱ期工事を実施する。

さらに、夏季の熱中症対策を含めた環境整備、避難所としての機能強化を図るため、令和3年度までにすべての小・中学校体育館への空調設備の整備にも取り組むこととし、元年度は、第三小学校においてスポット型空調設備を整備した。2年度は、第五小学校、第六小学校及び全中学校の体育館における、都市ガス方式による空調設備の整備を実施する。

(3) 学校トイレの改修

学校トイレについては、これまで、耐震補強工事等の大規模工事に併せて改修を実施してきたところであるが、平成29年度から、洋式化率の低い学校を優先し、洋式化、床のドライ化、バリアフリー化へ向けた改修工事を計画的に推進している。

令和元年度は、中原小学校の校舎（Ⅰ期）、井口小学校の校舎及び体育館、第七中学校の校舎及び第四小学校と第六小学校の体育館における改修工事を実施し、平成29年度に46.6%であった洋式化率は、令和元年度末時点で58.2%となっている。2年度は、第五小学校の西校舎及び体育館、中原小学校の校舎（Ⅱ期）、第一中学校の体育館及び第四中学校の校舎（Ⅰ期）における改修工事を実施する。



▲トイレ改修後の井口小学校

(4) 運動場の芝生化

学校施設においても環境負荷の低減に対応した施設づくりが求められていることから、環境を考慮した施設整備に取り組んでいる。市立小・中学校では、ヒートアイランド現象の緩和及び学校と地域が協力した環境教育の向上を図るため、都補助事業を活用し、校庭芝生化整備を実施している。これまで整備を実施した学校は、小学校7校、中学校4校の合計11校となっている。

(5) 長寿命化改修工事の推進

平成27年度中に市立小・中学校施設の耐震化率が100%となったことから、今後は、学校施設の長寿命化及び防災機能強化を図り、安全で快適な教育環境を整備するため、長寿命化改修工事を計画的に推進する。

長寿命化改修工事では、屋上防水、外壁塗装、窓改修、バリアフリー施設の整備とともに、天井材、照明器具など非構造部材の耐震対策等に取り組む。29年度は第七小学校、30年度から令和元年度にかけて第二小学校と第一中学校の改修工事を実施した。令和2年度は、今後の改修を計画的かつ効果的に進めていくために、防災都市づくりに向けた全市的な検討を踏まえ、



▲長寿命化改修後の第二小学校

他の公共施設を含めて、「新都市再生ビジョン（仮称）」の中で、学校施設長寿命化計画（仮称）の策定に取り組むとともに、30年度に実施した学校施設の老朽化対策調査の結果から、早急に対応が必要な箇所として、第五小学校の大規模改修工事に向けた設計業務及び第二中学校南校舎の屋上防水改修等工事を実施する。

17 学校版環境マネジメントシステム

1 事業の目的・趣旨

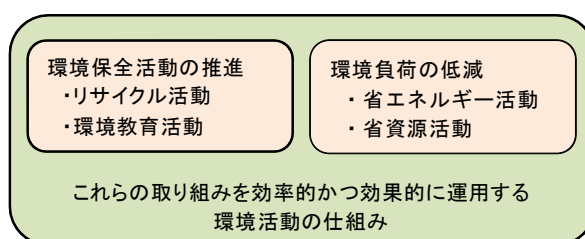
環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）とは、組織が環境負荷を低減するとともに、環境貢献に資する活動等に自主的に取り組むための仕組みであり、環境目標・実施計画を立て（PLAN）、運用し（DO）、点検・評価し（CHECK）、改善する（ACT）という、「PDCAサイクル」を繰り返し、成果の向上を図るものである。

三鷹市では、平成17年2月に三鷹市環境センター、18年12月に市庁舎等においてEMSに関する国際規格ISO14001の認証を取得し、それ以外の全ての市営施設についても、順次、市独自の簡易版のEMSを導入し、環境負荷の低減に向けた取り組みを進めてきた。市立小・中学校では23年10月から、簡易版EMSを学校用に修正した「学校版EMS」をモデル校3校で導入し、24年5月より全小・中学校で運用を開始した。

三鷹市は、令和元年12月にISO14001の認証登録を辞退し、SDGsの目標実現を目指す市独自の環境マネジメントシステム「みたかE-Smart」の運用を開始しており、市立小・中学校においても、これまでの学校版EMSを継続し、教職員、児童・生徒、保護者等が連携・協働しながら、環境負荷の低減に向けた取り組みを推進している。

2 事業概要

毎年、学校ごとに、環境保全や環境負荷低減に向けた取り組みの「基本目標」及び、電気・ガス・水道の使用量削減を目指す「エネルギー削減目標」を設定し、PDCAサイクルで取り組むとともに、施設管理に求められる環境関連の法令順守や毒物及び劇物等の適正な管理などを徹底している。



- ①学校が独自に設定する「基本目標」と、電気・ガス・水道の削減をめざす「エネルギー削減目標」を達成するために、教職員、児童・生徒の行動を含めた取り組みを進めます。
- ②環境関連の法令順守とともに、毒物及び劇物等管理簿の適正な管理を行います。

▲ 学校版EMSの概略

3 具体的な取り組み等

教職員と児童・生徒による学校をあげた省エネルギー・省資源の取り組みや、児童会・生徒会や委員会活動を中心とした環境ボランティア活動などが各校で活発に行われている。

放課後の教室の消灯確認の巡回や、漏水の早期発見のためのこまめなメーターチェックなどが日常的に行われており、特に、近年は夏の猛暑日の教室のエアコン使用が増加しているため、エアコンの設定温度の遵守や使用していない教室の電源オフについて意識して取り組まれている。また、働き方改革の推進と省エネ活動をともに推進していく機運も高まっている。

各学校では、総合的な学習の時間や各教科において、環境に対する意識を高める指導を行っているが、今後、太陽光発電設備等の活用も含め、児童・生徒が環境負荷低減に向けてより主体的に取り組むことができるような環境教育を推進していく。

18 ICTを活用した魅力ある教育環境の整備と利活用

授業等で児童・生徒がICT機器等を活用して主体的に学ぶ学習活動を行ったり、指導の工夫をしたりするなど教育活動・内容の充実を図るため、ICTを活用した授業モデルの研究、成果の検証、活用事例の共有に取り組んでいる。

また、学習効果の向上や教員の校務事務の効率化を図るため、デジタル教材・教具の活用策の検討、教職員の研修サポート体制の整備、情報セキュリティ機能の向上などを考慮しながら、小・中学校の授業や校務に利活用するICTを活用した環境整備と適切な運用管理を進めている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による休校の長期化により、教育課程に遅れが生じることが懸念されていることから、緊急時において子どもたちの学びを保障できる環境を確保するとともに、個別最適化された学びを実現するため、三鷹市立小・中学校の児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備等を実施する。あわせて、校内での学習活動等において、安定的な接続を確保するため、校内LANの増強工事を行う。

1 1人1台タブレット端末等の整備

三鷹市立小・中学校に在籍する児童・生徒に対して1人1台タブレット端末環境を整備する。整備に当たっては、回線付きタブレット端末として、学校、家庭で利用ができるようにするとともに、クラウドサービス等を活用した学習環境の整備を行う。あわせて、学校での安定的なネットワーク環境の確保を行うため、校内無線LANの増強整備を行う。

2 ICTの利活用

個別最適化された学びの実現に向けて、「三鷹GIGA（ギガ）スクール構想研究推進事業」において、タブレット端末を活用した効果的な指導方法や学習方法について研究開発を進めている。

また、「主体的・対話的で深い学び」を実現するためのICTの利活用の視点を設定した教員研修、ICT活用推進モデル校による効果的なICTの利活用における研究と成果の共有などを進める。

さらに、平成31年4月から利用を開始した新しい校務支援システムでは、タッチパネルによる出退勤管理及びワークフローによる出張・休暇の電子申請・承認、職員室設置の大型モニターによる情報共有（スケジュール、動静情報、児童・生徒の出欠情報など表示）などにより、更なる校務事務の効率化を進める。

令和2年度から利用を開始した新しい学校図書館システムについては、更新時に強化された教科書単元検索等の機能の利活用を進める。

※「4 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実」1の(6)（16ページ）も参照

3 情報セキュリティの取り組み

教育ネットワークシステムのセキュリティ対策と合わせ、さらなる教職員のセキュリティ意識の向上を目指して研修等を実施し、すべての教職員等への情報セキュリティの必要性及び責任について理解の促進を図っている。

また、学校が保有する情報の保護と適切な管理を継続する体制を整備するため、平成28年6月に「三鷹市立学校情報セキュリティ基本方針」を策定し、同基本方針を適切に運用している。

<新型コロナウイルス感染症への対応>

休校等期間中における家庭でのオンライン学習のため、学習支援クラウドサービスを全児童・生徒が利用できる環境を整備するとともに、家庭での通信環境が整っていない場合など、状況に応じて学校に配備しているタブレット端末（約1,000台）やモバイルルーターの貸与を6月8日から行った。さらに、東京都から貸与されたタブレット端末を活用して、利用希望調査でスマートフォンなどを利用しているとした家庭などを対象に、追加でタブレット端末やモバイルルーターの貸与を7月7日から行った。当初の対応で貸与した学校配備のタブレット端末については、2学期から学校の授業で利用できるよう、東京都からさらに追加で貸与を受けたタブレット端末に置き換えを行い、家庭での学習環境支援を行っている。

19 学校・地域の安全対策

1 地域ぐるみの安全対策

児童・生徒の安全確保及び学校における安全管理の徹底を図るため、防犯・防災の視点を踏まえた安全指導を実施し、学校内の危機管理体制を充実させる取り組みを行っている。また、市の安全安心課が市民ボランティアや事業者等の協力を呼びかけて実施している「安全安心・市民協働パトロール」と連携し、「安全安心メール」や「三鷹市地域安全マップ」を活用するなど、学校と地域・関係諸機関とのネットワークを基盤に総合的な安全対策を推進している。

2 学校安全推進員（みたかスクールエンジェルス）の配置

授業中及び登下校時の児童の安全を守るため、平成 18 年度から、市立小学校全校に学校安全推進員（みたかスクールエンジェルス）を配置している。「地域の子どもたちは、地域で守り育てる」というコミュニティ・スクールの考えに基づき、学校安全推進員の活動は、教育活動で実績のある特定非営利活動法人（NPO 法人）シニア SOHO 普及サロン・三鷹に委託している。

学校安全推進員は、原則として学校が休みの日を除く毎日、午前 8 時から午後 4 時 15 分までの間、各小学校の校門付近に設置された詰所（エンジェルボックス）を拠点として業務にあたっている。校門、出入口等における入出者の安全確認・案内や校舎内、校舎周辺等の巡回を行うなど、校内・学校周辺での児童の安全確保に努めている。



▲児童を見守る学校安全推進員

3 非常通報装置「学校 110 番」の活用

平成 13 年度から、市立小・中学校全校に非常通報装置を設置している。

非常通報装置のボタンを押すと直ちに警視庁に通報され、発信場所に警察官が出勤する仕組みで、児童・生徒の生命の危険にかかわる非常事態に迅速に対応することができるようになった。

4 防犯カメラの設置

平成 18 年度から、東京都の防犯カメラ設置補助事業を活用し、市立小・中学校全校の校門付近等に防犯カメラを設置している。不審者侵入の抑止や早期発見による、被害の未然防止や拡大防止のための監視体制を強化している。

また、学校、地域等が連携して行う通学路の見守り活動を補完し、児童・生徒の安全確保の強化を図るため、26 年度から、東京都の通学路防犯設備整備補助制度を活用し、市立小学校の通学路における防犯カメラの設置を開始した。30 年度までに小学校全 15 校の通学路各 5 か所に防犯カメラの設置が完了するとともに、28 年度には、地域の特性を踏まえ、市の単独事業として中学校 1 校（第七中）の通学路 3 か所に防犯カメラの設置が完了した。今

後も、「三鷹市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」に基づき、通学路防犯カメラの適切な運用を進めていくとともに、毎年、交通安全対策地区委員会や地域団体、学校関係者等が合同で実施している通学路の点検や、学校、保護者、地域の関係者等との見守り活動の一層の充実に努め、学校と地域・関係諸機関と連携した総合的な地域の防犯力の向上を図っていく。

5 防犯ブザーの貸与

平成 13 年度から、市立小・中学校の教職員等に防犯ブザーの貸与を開始した。15 年度からは、市立小・中学校の児童・生徒を始めとする市内在住・在学の児童・生徒全員を対象に、希望者全員に貸与している。

6 安全教育、防災教育

児童・生徒への安全教育、防災教育（交通安全、生活安全、災害安全）のより一層の充実を図り、危険を予測し回避する能力と非常時に備え、自らの安全を確保する力を育てている。

平成 16 年度から、不審者侵入などの対策として、児童・生徒を対象とした防災訓練や教職員対象の研修会を行っている。現在では、毎年、市立小・中学校全校で防災訓練を実施している。

また、「学校安全計画」や緊急時における教職員の対応を定めた「学校危機管理マニュアル」等に基づき校内体制を整備するとともに、地域と関係諸機関との連携による防犯訓練や「セーフティ教室」、継続・計画的な防災訓練、避難訓練等を実施している。

市立中学校全 7 校の中学校第 3 学年を対象に普通救命講習を実施してきたが、地域の防災訓練に中学生の参加が増えていることを踏まえ、28 年度から対象学年を中学校第 1 学年に変更して実施している。講習を通じて、「命の尊さ」「助け合い」「社会ルール」を学ぶとともに、地域の担い手としての意識を高め、地域防災に積極的に参画する態度を培った。

7 セーフティ教室

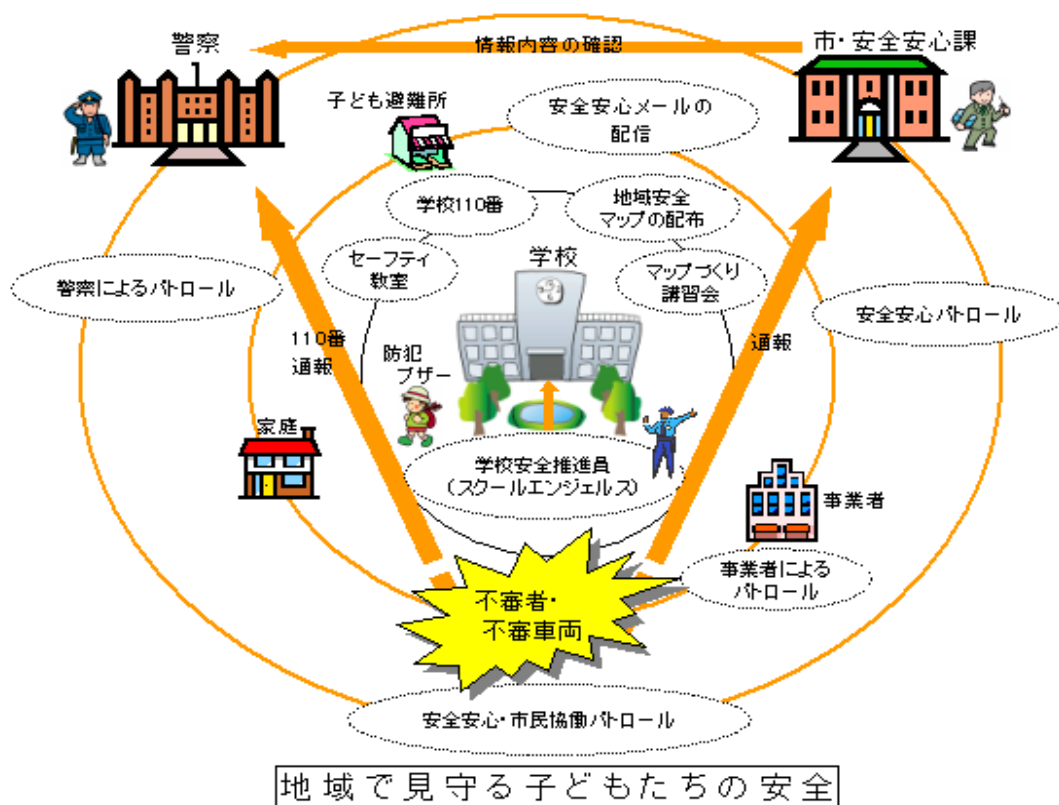
平成 17 年度から市立小・中学校全校において、児童・生徒の非行防止や犯罪被害の防止のため「セーフティ教室」を開催している。この「セーフティ教室」では、警視庁職員や地域の方などを講師に招き、保護者・地域住民と一緒に犯罪被害に遭わないための方法や、危険予知及び危険回避の方法などを学習している。さらに、授業後の意見交換会では、保護者・地域住民などと非行防止・犯罪被害防止のための情報交換等を行い、学校・家庭・地域社会が連携して非行や犯罪被害から子どもを守るための活動や連絡体制など具体的な方法を話し合っている。

8 みたか子ども避難所

市と教育委員会では、三鷹警察署の協力を得て、平成 13 年度から「子ども避難所」事業を実施している。子どもたちが登下校時などに不審者等に遭った場合に、一時的に駆け込める場所として「子ども避難所」を設置している。小学校区等の地区委員会を中心に、保護者・商店・事業所などに協力を呼びかけ、避難所となった世帯にプレートの掲示をしている。令和 2 年 4 月 1 日現在、約 3,200 世帯が協力している。

9 三鷹市立小・中学校緊急時等情報配信システム

災害発生時等の緊急時に、市立小・中学校の児童生徒の保護者と迅速かつ確実な情報連絡手段を確保するため、平成 27 年度より、電子メール等を利用した保護者向け緊急連絡用一斉通報システムを運用している。台風や地震、不審者情報、学級閉鎖等の緊急情報を配信しているほか、行事を含む授業関連の連絡や P T A、保護者会等の事務連絡にも活用している。全小・中学校の情報配信数は、27 年度 1,012 件、28 年度 1,266 件、29 年度 1,417 件、30 年度 1,504 件、令和元年度 2,181 件である。



▲三鷹市の子どもの安全対策イメージ図

20 P T A活動への支援

三鷹市公立学校のP T Aは、各市立小・中学校ごとに、在籍児童・生徒の保護者と教員で構成され、家庭、学校及び社会における児童・生徒の健全な成長を図るために活動している。さらに、これらのP T Aで構成される三鷹市公立学校P T A連合会は、市全体の公立学校教育の振興を図り、各P T Aの資質向上に努めている。

学校・家庭・地域がともに子どもたちを育むコミュニティ・スクールの取り組みの充実を図りながら、学校を核としたコミュニティ（スクール・コミュニティ）づくりを通して、地域全体の教育力の向上を目指すため、各P T A及びP T A連合会の活動に対し、教育委員会が協力して次の事業を行っている。

1 家庭教育学級

子どもたちの健やかな成長を支えるために、家庭の果たす役割を学ぶとともに、学校・家庭・地域が連携して子育てに取り組めるよう、P T A会員及び市民を対象にした講演会や体験型講座等を教育委員会、市立小・中学校、同P T Aの共催で、全市立小・中学校にて実施している（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、今後の感染状況等を考慮し、開催時期の変更や中止の可能性あり）。

2 P T A研修

各P T Aの連帯意識を高めるとともに、P T A本来のあり方や学校・家庭・地域をめぐる現代的な課題について理解を深めることを目的に、教育委員会とP T A連合会が合同で講演会などを実施している。また、P T A連合会役員を対象にした視察研修を毎年実施している（令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応として、今後の感染状況等を考慮し、開催時期の変更や中止する可能性がある）。

3 みたか子ども避難所

市内の小学校等のP T A、青少年育成団体等を中心とした子ども避難所地区委員会において、「みたか子ども避難所」に協力する保護者・商店・事業所などのとりまとめを行っている。教育委員会は、「みたか子ども避難所情報連絡会」を定期的開催し、三鷹警察署、関係部署、各地区委員会との情報交換を行っている。

※「19 学校・地域の安全対策」の項（53ページ）も参照

21 学校図書館

1 学校図書館の整備

平成7年度から第一小学校と第一中学校をモデル推進校として整備工事を始め、年次計画に基づき整備を進め、14年度に全小・中学校の整備が完了した。

2 学校図書館司書の配置

学校図書館は、大きく分けて2つの機能がある。一つは、児童・生徒が読書に親しむための「読書センター」、もう一つは、児童・生徒が自ら課題に取り組み、学び続ける意欲や能力を育成するための「学習情報センター」である。これらの機能を支えているのが、各校1人ずつ配置された専任の学校図書館司書(会計年度任用職員)である。司書は、司書教諭や教員と連携して、児童・生徒の読書活動へのアドバイス、学習情報の収集・提供、図書の選定・貸出・整理などを行い、授業をバックアップするとともに、読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトルなどを通して、児童・生徒の自発的な読書欲や知識欲を引き出す工夫に取り組んでいる。

学校図書館の読書環境を充実させるため、市立図書館から協力貸し出しなどの支援を行うとともに、学校図書館と市立図書館との連絡会を実施し、連携を強化している。また、各校の司書教諭と司書が合同で、学校図書館の運営や活用について情報共有や意見交換を行う研修会を毎年実施し、学校図書館司書の資質向上の機会としている。

3 学校図書館の地域開放

生徒の自発的な活動の場、地域の生涯学習の場として、平成11年5月に第三中学校で学校図書館の地域開放を開始し、15年9月から全小・中学校で学校図書館を開放し、図書の貸出し等を行っている。学校図書館の地域開放では、保護者や地域のボランティアの協力により、おはなし会、パネルシアターやしおりづくりなどのイベント、アニメーション(遊びの要素を取り入れた参加型の読書活動)教室なども行われている。

(1) 利用対象 各校の児童・生徒やその保護者等

(2) 開放日時 長期休業期間を除く毎週土曜日 午前9時～正午(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、7月末現在、開放を中止)

◆学校図書館整備経過

整備年度	学校名	司書配置	床面積 (㎡)
平成7年度	第一小学校	平成7年10月	158
	第一中学校		200
	第四小学校	平成9年4月	221
平成10年度	第五小学校	平成10年4月	157
	第四中学校		183
	羽沢小学校		137
	第三中学校	平成11年4月	161
平成11年度	中原小学校	平成11年7月	185
	北野小学校		165
平成12年度	第三小学校	平成12年7月	167 ※1
	東台小学校		142 ※2
	第二中学校		234
	第六中学校		263
平成13年度	高山小学校	平成13年6月	224
	南浦小学校	平成13年7月	168
	井口小学校		160
	大沢台小学校		166
平成14年度	第二小学校	平成14年7月	163
	第六小学校		158
	第七小学校		183
	第五中学校		221
	第七中学校		223

※1 平成24年12月建替え後の床面積

※2 平成23年3月建替え後の床面積

22 教育センター

教育センターは、学校教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条に基づき、教育関係職員の研修、その他必要な事業を行うことを目的として、昭和 55 年 5 月に開所した。平成 29 年度から、耐震性の確保を図るとともに、老朽化した施設設備を更新する耐震補強等工事を実施し、31 年 2 月中旬に完了した。令和元年 5 月 7 日から教育センターにて執務を再開している。

1 教育センターの耐震補強等工事

(1) 工事期間

平成 31 年 2 月 15 日まで

(2) 主な工事内容

教育センターの耐震補強等工事は、平成 29 年度からの複数年の工事期間において安全に工事が完了し、建物の耐震性の確保とともに、すべての階への多目的トイレの設置、照明機器の LED 化などバリアフリーや省エネルギー化に配慮した改修や、3 階会議室の拡張、文化財の保存・展示スペースの確保を行うなど、施設の利用環境の整備も合わせて行った。



▲教育センター 外観

2 教育センターの概要

所在地	教育センター 三鷹市下連雀九丁目 11 番 7 号
敷地面積	3,355.44 m ²
建築面積	1,110.66 m ²
延床面積	3,972.32 m ²
構造	鉄筋コンクリート造り地下 1 階、地上 3 階
休館日	土、日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

◆教育センター各階施設内容

1 階	・教育長室 ・教育委員会議事室 ・教育委員室 ・教育委員会事務局（総務課、学務課、指導課） ・第一中研修室（30 人収容） ・スクール・コミュニティ推進室	2 階	・教育委員会事務局（総合教育相談室） ・理科室 ・第二中研修室（60 人収容） ・適応支援教室 A-Room ・三鷹歴史文化財展示室 みたかえる ・子ども家庭支援センター りぼん	3 階	・教育相談面接室 ・大研修室（89 人収容） ・第三中研修室（42 人収容） ・埋蔵文化財調査室
地下 1 階	・教育相談プレイルーム ・教育相談面接室				

3 事業概要

(1) 教育資料に関すること

教育に関する資料、図書の整理、保存

(2) 科学教育（※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止に伴い中止）

事業	対象	内容
科学発明教室	小学校第5・6学年	科学についての基礎学習と実験

科学発明教室は、主体的に児童が学習する力と仲間と共働して学習する力を育てることを目標とし、実験や工作を通して、科学への興味、関心をさらに深め、創造性豊かな人間形成を図ることを目的に、三鷹市立小学校に在籍する5年生、6年生を対象として、毎年開催している。

開催回数等は、1クラス40人、4クラスを設け、各クラス4回実施している。



▲科学発明教室の様子

(3) 情報教育

事業	対象	内容
情報関係研修講座	小学校・中学校教職員	情報モラル、著作権、学校の情報セキュリティ関係の研修

(4) 教科書展示会

教科書展示会は、都道府県教育委員会が行う展示会で、教育センターにおいては、東京都北多摩第二教科書センターとして実施している。

ア 展示物

小・中学校使用教科書

※ 教科書採択年については、採択の対象となる教科の文部科学省検定済教科書を展示

イ 法定展示会

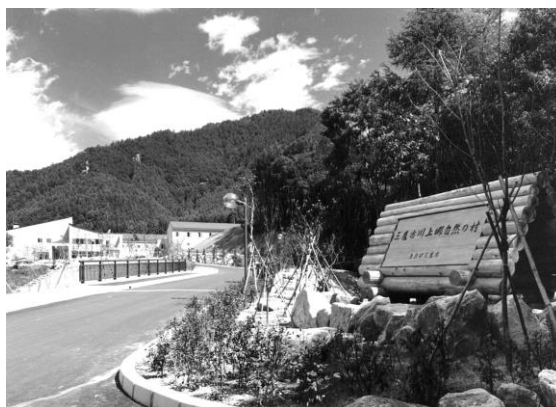
概ね毎年6月中旬頃14日間開催

ウ 特別展示会

教科書の採択替えの年度は、法定展示会に先立って10日間開催

23 三鷹市川上郷自然の村

「三鷹市川上郷自然の村」は、長野県川上村高登谷（たかとや）高原に位置し、小・中学校の児童・生徒が豊かな自然環境の中で学習活動を行い、心身ともにたくましく成長するための校外学習施設として、また、学校が使用しない期間は、広く市民のレクリエーション活動に利用できる施設として、平成2年9月にオープンした。現在では、市立小・中学校での自然教室に利用されているほか、グラウンド、体育館など運動競技場設備が整っていることから、市民サークルや大学サークル、中学・高校の部活動、少年クラブチームなど、幅広い団体の合宿等に利用されている。



▲川上郷自然の村

1 サービスの充実と効率的な施設運営の取り組み

(1) 指定管理者制度の導入・更新

多様化するニーズに効果的・効率的に対応し、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活用しつつ、施設サービスの質の向上と経費の節減等を図るため、平成18年4月より指定管理者制度を導入した。これにより、指定管理者の独自性が発揮され、地域食材を利用した食事の充実、施設付近のスキー場の一日リフト券をセットにした宿泊プランの販売、各種ツアーの実施など、魅力的なサービスを提供している。

また、従来、宿泊等の予約をする場合は、市民課窓口又は現地フロントにおいて直接申し込む方法であったが、指定管理者制度導入に伴い、電話・ファクス・インターネットによる3通りの方法に改め、利用者の利便性の向上を図った。

指定管理者	指定の期間
一般財団法人 川上村振興公社	平成18年4月から平成21年3月まで 平成21年4月から平成26年3月まで（再指定） 平成26年4月から平成29年3月まで（再指定） 平成29年4月から令和4年3月まで（再指定）

(2) 利用料金の改定

平成18年4月に、宿泊室の稼働率を上げるため、料金体系を市内（姉妹都市在住者含む。＊）と市外の2つの区分へと改め、誰でも施設を利用することを可能とした。その結果、市内を始めとする都内、近隣県などの都外在住者にも多く利用されるようになった。＊平成29年4月から川上村在住者も含む。

また、平成29年4月に、施設開設以降の物価上昇や消費税率の引き上げ、月ごとの利用状況等を踏まえ、料金改定を行うとともに、時期ごとの新たな料金区分を設けた。更に、無料で主に団体貸切りで使用されていた多目的広場（グラウンド）の利用料金を新設した。

川上郷自然の村利用料金

宿泊施設(1泊2食付)			通常料金		繁忙期料金		割引料金	
			三鷹市在住・在勤・在学の方とその家族、姉妹都市・川上村在住の方	左記以外の市外の方	三鷹市在住・在勤・在学の方とその家族、姉妹都市・川上村在住の方	左記以外の市外の方	三鷹市在住・在勤・在学の方とその家族、姉妹都市・川上村在住の方	左記以外の市外の方
一般宿泊室 (和室、次の間付き和室、次の間付き洋室)	大人(中学生以上の方)1人1泊	1室を2人以上で使用する場合	4,700円	5,800円	4,900円	6,000円	4,500円	5,600円
		1室を1人で使用する場合	6,050円	7,150円	6,250円	7,350円	5,850円	6,950円
	子ども(小学生)1人1泊		3,100円	3,750円	3,200円	3,850円	3,000円	3,650円
	就学前のお子さんが、別に寝具を必要とする場合(食事代別)		1,600円	2,250円	1,700円	2,350円	1,500円	2,150円
団体宿泊室	大人(中学生以上の方)1人1泊	1室を2人以上で使用する場合	3,700円	4,400円	3,900円	4,600円	3,500円	4,200円
		1室を1人で使用する場合	4,550円	5,250円	4,750円	5,450円	4,350円	5,050円
	子ども(小学生)1人1泊		2,500円	2,900円	2,600円	3,000円	2,400円	2,800円
	就学前のお子さんが、別に寝具を必要とする場合(食事代別)		1,000円	1,400円	1,100円	1,500円	900円	1,300円

注1 一般宿泊室のうち、次の間付き和室及び次の間付き洋室の利用料金は、大人1人1泊につき500円を加算した額とする。ただし、次の間付き洋室に障がい者及びその介護者が宿泊する場合は、加算しない。

注2 繁忙期料金を適用する期間は、7月21日から9月10日まで、及び12月29日から翌年1月3日まで

注3 割引料金を適用する期間は、4月1日から4月28日まで、及び10月21日から12月10日まで

注4 繁忙期料金期間と割引料金期間以外は、通常料金

2 利用者数の推移

一般利用者数は、川上村周辺の自然環境を生かした自主事業や市内外へのPR活動により、平成24年度以降継続的に1万人以上を維持していたが、令和元年度は、台風第19号による体育施設等の被害を受け、約1か月半臨時休業したこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響により年度末の利用者が減少したことから、9,178人となった。また、自然教室

室利用者数は、中学校の自然教室が3泊4日から2泊3日での実施となった平成22年度以降、年間6,700人前後で推移している。

◆利用者数の推移

年度	一般利用者数	自然教室利用者数	計
平成27年度	11,630人	6,403人	18,033人
平成28年度	11,526人	6,719人	18,245人
平成29年度	10,703人	6,709人	17,412人
平成30年度	10,584人	6,759人	17,343人
令和元年度	9,718人	6,899人	16,617人

3 市保有宿泊施設・校外学習施設のあり方の検討

「市保有宿泊施設・校外学習施設のあり方検討チーム報告書」(平成25年2月)の内容を踏まえ、平成26年度からの指定管理期間を5年から3年に短縮し、業務の見直しなどの経営改善と一般利用者拡大に努めた。平成27年度はプロジェクト・チームにおける効率的な施設運営の検証や自然教室のあり方など多角的な調査・検討の結果を報告書として取りまとめ、市立小・中学校の自然教室を川上郷自然の村で実施することの有効性等を確認した。その内容を踏まえ、市長部局と調整を図りながら、総合的な視点から今後の施設の方向性についての方針を確定し、(一財)川上村振興公社を引き続き指定管理者としながら、更なる経費削減や一般利用者の拡大など効率的な施設運営の取り組みを

継続し、今後も校外学習施設・市民保養施設としての活用を図ることとした。

4 施設概要

住所 長野県南佐久郡川上村大字原 591 番 362

規模 敷地面積 103,434.02 m² 建物延床面積 7,324.38 m²

本館 5,741.38 m² 体育館 1,463.81 m² 屋外施設 119.19 m²

構造 本館：鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階建て 体育館：鉄筋コンクリート造、地上2階建て 屋外施設：鉄筋コンクリート造、平屋建て

5 施設内容

(1) 宿泊施設

ア 一般宿泊室（収容人員 65 人）

和室（8 畳、3～4 人用）12 室

次の間付き和室（8 畳・6 畳・トイレ付き、4～5 人用）2 室

次の間付き洋室（障がい者用、ベッド2・6 畳・バストイレ付き、4～5 人用）1 室

イ 団体宿泊室（収容人員 290 人）

和室（14 畳、7～10 人用）29 室

(2) 集会施設

多目的ホール1 室（160 人程度収容可能）、学習室2 室

(3) 体育施設・屋外施設*

体育館1 棟（競技場面積 1,080 m²）、多目的広場（グラウンド）（6,954 m²）、

キャンプ場（15 張程度）、キャンプファイヤー場、フィールドアスレチック等

※体育施設及び屋外施設は、令和元年台風第 19 号により被害を受けたことから、災害復旧対策事業における原状復旧工事が完了するまでの間、使用を停止している。

(4) その他の施設

大・小食堂、大・小浴場

6 利用方法

(1) 利用の申込み

電 話：0267-97-3206（午前8時30分～午後7時30分受付）

ファクス：0267-97-3207（24 時間受付）

インターネット：<http://www.sizennomura.jp/>（24 時間受付）

(2) 申込期間

区 分	申 込 期 間
三鷹市に在住・在勤・在学の方とその家族 姉妹都市（矢吹町・たつの市）・川上村に在住の方	宿泊希望月の2ヶ月前の1日から宿泊希望日の3日前まで
上記以外の方	宿泊希望月の2ヶ月前の20日から宿泊希望日の3日前まで
三鷹市内で活動する15人以上の団体が団体宿泊室を利用 障がいのある方が次の間付き洋室を利用	宿泊希望月の3ヶ月前の15日から宿泊希望日の3日前まで

<新型コロナウイルス感染症への対応>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、令和2年4月16日から6月18日まで臨時休業した。

再開後は、指定管理者と連携し、施設内での感染リスク対応策に取り組み、利用者への周知を図るとともに、約2か月の臨時休業や小学校自然教室の日程短縮等により経営への影響が生じていることから、減収相当分を補填し、指定管理者による施設運営を支援する。

24 図 書 館

1 三鷹市立図書館の概要

昭和 39 年に開館した旧・三鷹図書館は閉架式の学習室中心の施設であったが、昭和 59 年に現在の三鷹市上連雀八丁目に三鷹図書館（本館）の新施設を開設し、図書館サービスの中核として、また、地域の情報拠点として図書館活動を行っている。三鷹市は、三鷹図書館（本館）に加え、東部図書館、西部図書館、三鷹駅前図書館、南部図書館みんなみの 4 つの分館、移動図書館ひまわり号、連携館の井の頭コミュニティ・センター図書室（以下「井の頭 C 図書室」という。）を拠点として、きめ細かな図書館サービス網を形成している。



▲おはなし会

I C T の進展に伴い、平成 19 年のシステム更新ではインターネットによる在庫資料予約を開始した。平成 21 年には I C タグを利用した資料管理を導入し、自動貸出機・自動返却機・予約棚などによるサービスの向上や業務の効率化を図った。

平成 25 年の南部図書館みんなみの開館を機に、滞在・交流型の新たな図書館像へ対応を図るとともに、地域に根付く図書館活動を展開するため、本館、東部図書館、南部図書館みんなみで図書館サポーターを設立し、協働と交流の拠点としての図書館活動を推進している。



三鷹市立図書館

◀ 平成 26 年度に三鷹市立図書館開館 50 周年を記念し、武蔵野美術大学と共同制作した三鷹市立図書館のロゴマーク

2 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進

時代の変化により多様化する市民ニーズや社会の要請に対応し、図書館が果たすべき機能と役割、運営の方向を明確にし、図書館サービスの向上と図書館機能の充実を図るため、平成 29 年 12 月に「三鷹市立図書館の基本的運営方針」を策定し、令和 2 年 6 月には、第 4 次三鷹市基本計画の第 2 次改定との連動・整合を図り、改定を行った。同方針をもとに図書館サービスの点検・評価を行い、その報告を広く市民に公表することで、利用者満足度の高い図書館サービスの提供を図っていく。

【三鷹市立図書館の基本的運営方針】

(1) めざす図書館像

人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館

(2) 基本理念

三鷹市立図書館は、市民の自主的な学習を支援し、市民の生活の中にある課題を解決する地域の情報拠点、次世代を担う子どもたちをはじめとするすべての市民の豊かな読書活動の拠点として、図書館活動を推進します。また、「人と本」「人と情報」「人

と人」をつなぎ、市民に役立ち、市民に寄り添う図書館活動により、人と人が交流するまちづくりにつなげていきます。

(3) 4つの柱

- ア 「知る」「調べる」「学ぶ」を支える図書館
- イ すべての人に読書の楽しみを広げる図書館
- ウ 市民とともに歩み、交流する図書館
- エ 市民の期待に応える図書館

3 図書館ネットワークの再構築

平成 29 年度に実施した市立図書館と井の頭 C C 図書室との連携により、井の頭 C C 図書室では市立図書館と同じ図書館システムを導入し、市立図書館の図書流通網の中で市立図書館分館と同様の機能を持った地域の図書室として図書館サービスの提供を行っている。市立図書館と井の頭 C C 図書室とは、企画展示への協力などを通して連携を深めており、今後も更なる利用の拡大に向けて連携を強化していく。

移動図書館「ひまわり号」は、平成 29 年 4 月から巡回日数を週 4 日に、巡回ステーションを 19 か所に増やし、サービスを拡充した。今後ステーションの見直しを図るなど、一層の利用者満足度の向上を目指し、きめ細かい図書館サービスの充実を図っていく。

また、三鷹市全体のまちづくり及び公共施設の整備などを進めていく中で、これからの図書館のあり方を含め、図書館ネットワークの再構築に向けた調査研究を進めていく。

4 老朽化した施設の改修に向けた取り組み

東部図書館は、平成 30 年度に設備の更新とともに、読書・飲食・談話のできる交流スペースとして庭のテラス化工事を行い、平成 31 年 3 月 21 日に滞在・交流型図書館としてリニューアルオープンした。改修工事を機に設立した東部図書館サポーターは、図書資料のクリーニングや修理活動、東部図書館フェスタのサポートなどで活動している。

西部図書館は、令和元年度の実施設計に基づき、令和 2 年度に空調設備、照明及びトイレ等の改修を行うとともに、備品の更新やレイアウト変更など、快適な読書環境の整備を進める。また、西部図書館サポーターを設立し、サポーターとの協働による魅力的な図書館運営を目指す。

令和 2 年度は、三鷹図書館（本館）の老朽化したエレベーターの改修工事を実施する。

5 みたか子ども読書プラン 2022～三鷹市子ども読書活動推進計画～

「みたか子ども読書プラン 2022」は、「子どもの読書活動推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）」に基づく「子ども読書推進計画」である。平成 28 年 3 月に第 1 次改定、令和 2 年 3 月に第 2 次改定を行った。

計画（第 2 次改定）に基づく主な取り組みは次のとおりである。

(1) 子どもが本を手にするしくみ

学校教育の援助及び家庭教育の向上の視点からの図書資料の充実、障がい者（児）の利用を考慮した資料の充実を図る。今後も、関係部署・関係施設及び地域・家庭文庫などの市民団体との一層の連携強化を図り、子どもたちが本を手にすることができる環境づくりを推進する。

(2) 読書の楽しさを伝えるしくみ

おはなし会を図書館サポーター、地域ボランティアと協働で実施するとともに、「わん！だふる読書体験」など、多様な視点からの読書活動の啓発を図る。「中学・高校生世代」への読書活動の啓発に向け、各館の中学・高校生向け担当が連携し、「利用したくなるティーンズコーナー」作りに努める。子どもの読書活動の推進に関する人財の育成及びスキルアップのための講座等を開催し、家庭や地域などにおける読書活動の啓発を継続的に行っていく。

◆ みたか子ども読書プラン 2022（第2次改定）の概要

○目的

本計画の目的は、「みたか子ども読書プラン 2010」から引き継いだ「読書に親しむ環境の整備を推進し、子どもたちの自主的な読書活動を支援すること」です。

○計画の骨子

(1) 子どもが本を手にするしくみ

- ・図書館資料の充実
- ・学校における読書活動の推進
- ・関係施設・関係部署との連携
- ・市内施設、団体向けサービスの拡充
- ・移動図書館ひまわり号の活用
- ・居場所としての図書館づくり

(2) 読書の楽しさを伝えるしくみ

- ・年齢や場所に応じた読書活動の啓発
- ・人財の育成と活動の場の提供
- ・子どもの読書活動に関する情報の提供及び発信

6 図書館システムの更新に向けた取り組み

機器のリース期間満了に伴い、令和元年に公募型プロポーザルで事業者を選定し、令和2年9月のシステム更新に向けた準備を進めている。あわせて、システムの更新に伴い廃止することとなったスマートフォンアプリからデータを出力するためのソフトウェアの構築等を実施した。

7 施設概要

(1) 三鷹図書館（本館）

三鷹図書館は、三鷹市立図書館の中央館としての機能を持ち、一般書・児童書・絵本・紙芝居・大活字本・雑誌等の貸出しを行っている。また、資料室では地域資料や行政資料、調査・研究資料の閲覧や、多様なオンラインデータベースが利用できる。この他、おはなし会の実施、こどもカウンターの設置、小学校からの図書館訪問や中学生の職場体験の受け入れ、テーマ図書の展示、講習会・映画会等の実施、市内の地域・家庭文庫への助成を行うとともに、三鷹図書館サポーターとの協働による図書館活動に取り組んでいる。また、図書館長の諮問機関として「三鷹市立図書館協議会」を設置し、図書館への提言を行っている。



所在地	上連雀八丁目3番3号	蔵書冊数	434,649 冊
開設	昭和39年10月1日 (旧本館 上連雀六丁目) (新本館 現在地 昭和59年7月17日)	カセットテープ	2,986 本
規模	敷地面積 4,034.14 m ² 建築総面積 3,172.31 m ²	雑誌タイトル数	260 誌
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階建	新聞数	24 紙
主な施設		録音テープ・デイジー図書	2,446 タイトル
1階	おはなしのへや、くまの子ウーフコーナー、団体貸出室、対面朗読室、録音室、インターネット専用4席、一般閲覧用37席、子ども用26席	各種コーナー	くまの子ウーフコーナー、ティーンズコーナー、児童書研究資料、大活字本資料室
2階	資料室(参考図書・地域資料)資料収蔵庫、集会室2室、データベース専用2席、資料室閲覧用30席、読書ホール・展示ホール99席	新聞縮刷版、百科事典、人名辞典、年鑑、辞書、官報、白書、地図、三鷹市を中心として多摩地区・東京に関する地域資料、行政資料、オンラインデータベース発行小冊子等	
地下	保存庫(14万冊収容)	図書館だより、メールマガジン、よんでみない?(小学生向け推薦図書リスト)、ヤングアダルト図書目録、男女平等参画図書目録、本はともだち	
開館日時	火～金曜日 午前9:30～午後8:00 土・日・祝日 午前9:30～午後5:00	移動図書館「ひまわり号」の運行	
休館日	月曜日、第3水曜日、年末年始等		

(2) 東部図書館

東部図書館は、開放的な雰囲気で、“花壇と藤棚のある図書館”として親しまれている。

近隣に大規模な集合住宅があり、親子での利用も多く、絵本などの児童書の収集にも力を入れている。

平成31年3月21日、より一層地域に親しまれる滞在・交流型図書館としてリニューアルオープンした。新たに学習席を設けるほか、一般用・児童用閲覧コーナーのレイアウトの変更、藤棚のある中庭のテラスの拡張を行い、利用者同士が交流できるスペースを確保するとともに、東部図書館サポーターと協働し、サポーター活動を通じて、地域に本を通じた楽しさを広げることに取り組んでいる。



▲東部図書館

所在地	牟礼五丁目 8 番 16 号	開館日時	火～日曜日
開 設	昭和 55 年 5 月 20 日		午前 9 : 30～午後 5 : 00
規 模	敷地面積 1,000.55 m ²	休館日	月曜日、第 3 水曜日、年末年始等
	建築総面積 596.92 m ²	蔵書冊数	63,201 冊
構 造	鉄筋コンクリート造	雑誌タイトル数	86 誌
	地上 2 階建	新聞数	9 紙
主な施設			
	1 階 閲覧用 41 席、インターネット専用 1 席		
	2 階 視聴覚室（おはなしのへや兼用）		

(3) 西部図書館

西部図書館は、市内西部地域の分館として図書資料の貸出しを中心としたサービスを行っている。見やすくゆったりとしたフロアで乳幼児から高齢者までがゆっくりと安心して利用できる施設になっている。

より一層地域に親しまれる図書館になるよう、ティーンズコーナーの新設、レイアウト変更など、快適な空間の提供をめざし令和 3 年 3 月にリニューアルオープン予定である。また、西部図書館サポーターと協働し、その活動を通じて、地域に本を通じた楽しみを広げることに取り組んでいく。



▲西部図書館

所在地	大沢二丁目 6 番 47 号	開館日時	火～日曜日
開 設	昭和 62 年 5 月 21 日		午前 9 : 30～午後 5 : 00
規 模	敷地面積 1,371.81 m ²	休館日	月曜日、第 3 水曜日、年末年始等
	建築総面積 690.44 m ²	蔵書冊数	67,089 冊
構 造	鉄筋コンクリート造	雑誌タイトル数	85 誌
	地上 2 階建	新聞数	9 紙
主な施設			
	1 階 対面朗読室、閲覧用 37 席、インターネット専用 2 席		
	2 階 集会室（おはなしのへや兼用）		

(4) 三鷹駅前図書館

三鷹駅前図書館は、ＪＲ三鷹駅から徒歩５分に所在し、三鷹駅周辺地域の分館として三鷹駅前コミュニティ・センター（複合施設）の２階に開設している。三鷹駅に近い図書館として、通勤や通学途中での利用者も多く、活気にあふれている。

一般書では、実用書のほか、中・高校生世代向け図書、スタジオジブリ関連図書や太宰治関連図書の充実を図っている。また、三鷹駅前図書館ではＣＤを収集しており、音楽のほか落語などを収集し、多くの利用者に利用されている。

児童サービスは、周辺地域の小学校からの図書館訪問や、毎週水曜日のおはなし会などを実施し、子どもたちに人気のある絵本の主人公「おばけのバーバパパ」一家をイメージキャラクターに、乳幼児から高齢者まで親しみやすい図書館サービスを心掛けている。



▲三鷹駅前図書館

所在地	下連雀三丁目 13 番 10 号	開館日時	火～金曜日
開設	平成 6 年 1 月 26 日		午前 10：00～午後 8：00
規模	専用面積 1,001.89 ㎡		土・日・祝日
構造	鉄筋コンクリート造		午前 10：00～午後 5：00
主な施設		休館日	月曜日、第 3 水曜日、年末年始等
2 階	おはなしのへや、対面朗読室、閲覧用 54 席、インターネット専用 2 席	蔵書冊数	95,774 冊
		C D	6,119 枚
		雑誌タイトル数	171 誌
		新聞数	15 紙

(5) 南部図書館みんなみ

南部図書館みんなみは、新川・中原地域の分館として図書資料の貸出しを主とし、公益財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働により、外国語資料やアジア・アフリカ関連資料などを収集する特色ある蔵書構成、外国語絵本の読み聞かせ、アジア・アフリカ圏の文化に触れる催しなど特色ある事業を展開するほか、郭沫若文庫など貴重資料を無償で貸与を受け、広く市民に公開している。

飲食や談話のできるテラス（まなびてらす）、床暖房付きのおはなしのへや、100 席を超す多様な閲覧席など滞在・交流型図書館として図書館サービスを提供している。



▲ 南部図書館みんなみ

また、みんなみサポーターとの協働による館内装飾、ガーデニング、子ども向けイベント及び展示などの図書館運営により、地域に根付く図書館をめざしている。絵本作家、石倉ヒロユキさんデザインのキャラクター「なんと！くん」を館内掲示物や配布物に使用し、利用者に親しまれている。



所在地	新川五丁目 14 番 16 号	開館日時	火～日曜日
開設	平成 25 年 11 月 23 日		午前 9 : 30～午後 5 : 00
規模	専用面積 760.95 m ²	休館日	月曜日、第 3 水曜日、年末年始等
構造	鉄筋コンクリート造		
主な施設		蔵書冊数	82,398 冊
1 階	おはなしのへや、学習室、テラス、授乳室、閲覧用 103 席、インターネット専用 3 席	雑誌タイトル数	76 誌
2 階	対面朗読室兼ボランティア室	新聞数	9 紙

(6) 移動図書館ひまわり号

移動図書館「ひまわり号」は、図書館が近くにない、図書館への来館が困難な市民のために、市内 19 か所を隔週ごとに巡回して、資料の貸出・返却等を行っている。

車種 日野デュトロ改造型 4,009cc
 積載図書数 約 2,000 冊
 ※平成 29 年 4 月新車両に更新
 (運行開始 昭和 44 年 8 月)



▲市内を巡回しているひまわり号

◆巡回ステーション (令和 2 年 7 月 31 日現在)

曜日	A 週	B 週
火	のぼり湯横広場 (井口五丁目)	上連雀くすのき児童遊園 (上連雀九丁目)
	三鷹台児童公園 (井の頭一丁目)	東野住宅 (深大寺二丁目)
		深大寺公園 (深大寺三丁目)
水	下連雀六丁目防災広場 (下連雀六丁目)	下連雀きたうら児童公園 (下連雀四丁目)
	井の頭公園西園 (下連雀一丁目)	下連雀六丁目防災広場 (下連雀六丁目)
木	新川島屋敷通り団地 (新川四丁目)	はなかいどう (牟礼六丁目)
	どんぐり山 (大沢四丁目)	水源の森あけぼのふれあい公園 (上連雀五丁目)
	羽沢小学校 (大沢四丁目)	堀合児童公園 (上連雀一丁目)
金	井の頭上水北児童遊園 (井の頭三丁目)	中原地区公会堂広場 (中原四丁目)
	三鷹台団地管理事務所前 (牟礼二丁目)	中原すくすく児童遊園 (中原一丁目)
		井の頭公園駅前広場 (井の頭三丁目)

平成 29 年 4 月から武蔵野美術大学と協働製作したラッピングデザインの新車両で、巡回日数を週 3 日から週 4 日に、巡回ステーションを 13 か所から 19 か所に拡充して運行している。

8 事業内容

(1) 個人貸出・団体貸出

個人貸出は、市内及び隣接市区の在住・在勤・在学者に図書・雑誌を 1 人 15 冊 2 週間、CD・カセットテープは 1 人 3 点 2 週間行っている。個人貸出・返却は、すべて自動貸出機・自動返却機を使用し（他公立図書館資料等を除く。）、予約棚排架とともに効率的な図書館運営を行っている。

団体貸出は、市内の団体（市民グループ、市立小・中学校図書館・学級、幼稚園、保育園等）に原則として団体室の図書資料を 200 冊 3 か月間貸し出している。なお、市立小・中学校学級には、学期ごとの指定期日まで、40 冊の貸出しを行っている。

(2) 視聴覚資料の貸出し

三鷹図書館では昭和 62 年 3 月からカセットテープ、三鷹駅前図書館では平成 7 年 3 月から CD の貸出しを行っている。それぞれ三鷹図書館、三鷹駅前図書館でしか貸出しできなかったが、平成 27 年度には全館での予約受取が可能となった。カセットテープは落語や演歌を中心に利用に供し、CD は邦楽や洋楽を中心に、落語やクラシック、ジャズなども収集している。

また、南部図書館みんなみの開館を機に、すべての館で音楽配信サービス「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」の提供を開始している。

(3) 乳幼児サービス

乳幼児期から良い本と出会う機会を多く持つことは、子どもの健やかな成長に大切なことである。平成 15 年度から赤ちゃんと保護者を対象に実施している「はじめての絵本(ブックスタート)事業」は、24 年度から子ども政策部と連携し、民生・児童委員の協力を得て実施する乳児家庭全戸訪問事業による絵本の配付と、子育て支援施設への出前図書館や絵本パックの配置を通じて、よりきめ細かい「ブックスタート（乳幼児家庭全戸訪問関連）事業」として実施している。また、健康推進課と協働し、29 年度から出産を控えた妊婦への働きかけとして「母親学級図書館利用法紹介事業」を実施するとともに、31 年度から母子手帳に三鷹市立図書館の紹介と赤ちゃん・子どもとつくる絵本の思い出を記録できるページを追加した。記録を追加するための用紙は図書館で配布している。

(4) 児童サービス

「みたか子ども読書プラン 2022」（第 2 次改定）に基づき、子どもの読書環境の整備に取り組んでいる。

定期的なおはなし会の開催、時機を捉えた行事の開催、推薦図書の展示、図書リストの発行、「わん！だふる読書体験」の実施等、子どもと本の出会いや多様な読書の機会を提供するとともに、「みたかとしょかん図書部！」の活動や「ティーンズコーナー」の設置など、乳児から中学・高校生世代までの成長段階に応じた切れ目のない読書活動の支援に取り組んでいる。

また、子どもがあらゆる場所と機会とで本と出合えるよう、図書館の蔵書の充実、市立小・中学校図書館や子育て関係施設の読書環境の充実に取り組んでいる。更に、アウトリーチ活動（出前型事業）などに市民ボランティアや図書館サポーターと協働で取り組んでいるほか、関係部署、市立小・中学校との連携の強化を図っている。

(5) 障がい者サービス

三鷹図書館では、墨字の本を読むことが困難な方のために、ボランティアの協力により障がい者サービスを提供している。

利用者が希望する図書や資料の朗読を行う対面朗読や、録音テープ図書・デージー図書の貸出し（三鷹図書館に所蔵のないものは他の公立図書館等から借用して提供する。）を行うとともに、新たに図書を音訳してデージー図書を作成し、蔵書の充実を図っている。併せて新聞記事の抜粋を音訳した「声の新聞こだま」や、新たに所蔵したデージー図書の情報等を録音した「図書案内」などを毎月作成し、希望者に送付している。また、所蔵している録音テープ図書・デージー図書の墨字版・点字版の目録の作成・配布、点字図書の収集や目録の作成も行っている。

デージー図書の作成には音訳者・デージー編集者等が必要であるため、音訳ボランティア基礎講座や音訳レベルアップ講習会、デージー講習会等必要な講習を年替わりで実施するなど、音訳者等の育成に努めている。

三鷹図書館（本館）では、弱視者のための拡大読書機や資料を合成音声で読み上げる資料音声読上機を設置している。なお、電子ルーペについては、平成29年より毎年設置館を増設し令和2年度中には全館設置が完了する。

平成25年度には全館の児童コーナーに「ユニバーサルデザイン図書」の書架を設け、児童向けの点字付資料の利用促進を図り、26年度には視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）の使用を開始し、利用者に対する録音図書提供の効率化を果たし、30年度には児童用の大活字図書を導入するなど、サービスの拡充に努めた。

また、28年度からは図書館への来館が困難な方の読書支援のため、図書の配達サービスを整備し、布絵本の貸出しを開始した。令和元年度に来館困難者向けに提供できる図書館のサービスをまとめた「読書サポートサービス」パンフレットを作成し、サービスの周知に取り組んでいる。

<新型コロナウイルス感染症への対応>

1 臨時休館と段階的な開館の対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、図書館は令和2年2月29日から5月31日まで臨時休館（ただし、3月16日～3月27日に縮小して開館）し、6月から拡大防止策を講じた上で段階的に利用を開始した。

(1) 第1段階の縮小開館（6月から）

WEB予約・来館予約再開、資料貸出、在架資料の貸出（3冊まで）。書架への立ち入りは禁止。自動貸出機等の定期的な消毒（最低1日2回）。返却資料については消毒及び6月4日までは24時間の流通停止を実施した。

(2) 第2段階の縮小開館（6月16日から）

書架への立ち入り開放（閲覧、滞在の制限あり）、制限付き対面朗読再開、団体貸出再開（来館予約による貸出）館内機器の消毒実施、資料の消毒は停止。6月23日より、閲覧にならないリクエストの受付を再開した。

(3) 第3段階の縮小開館（6月30日から）

(2)の状態では三鷹図書館・三鷹駅前図書館のサービス提供時間を夜間まで延長した。

(4) 通常開館（7月14日から）

三密を避けるために閲覧席の数を減らすなどして開館する。

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急対応方針に基づく取り組み

(1) リサイクル図書を活用した児童用図書の宅配（おうちで本を楽しもう！）

学校や保育園、学童保育所等へ支援用に保管しているリサイクル用児童図書を宅配する事業。児童用図書3冊とくまの子ウーフの塗り絵1枚図書館からの手紙をビニール袋に入れ、利用者と接触しないようにポスト等に職員が配達。幼児用、低・中学年用、高学年用の3種類セットを作成した。

(単位：セット)

	受付開始	配布数
第一回	4/21(火)	59
第二回	4/28(火)	104
第三回	5/9(土)	77
合計		240

(2) 図書館企画展示のホームページでの公開（おうちで展示を楽しもう！）

5月21日～7月15日にかけて、『三鷹文学散歩』発刊30周年記念展示（その1、その2）、「太宰と弟子たち」展示資料紹介（その1、その2）をテーマに図書館サイトで公開しました。

(3) 図書館での音楽配信サービスのメール対応（おうちで音楽を楽しもう！）

各図書館のカウンターで手続していた、自宅のインターネット環境で音楽を楽しむ配信サービス利用について、5月1日～6月22日にメールでの手続き対応を行い、69件の利用IDを発行した。

(4) 予約済図書資料の引き渡し

臨時休館前の3月27日までに予約された資料について、電話でのスケジュール調整の上、5月13日から三鷹市立図書館全館及び井の頭コミュニティ・センター図書室で引き渡しを行った。最終日の5月31日までの間に、1,724人分2,813点の資料のうち1,321人分2,300点の資料の引き渡しを行い、残部は再開館後に貸出しした。

25 生涯学習・スポーツ・文化行政の推進

1 生涯学習・スポーツ・文化行政の総合的かつ一体的な推進

生涯学習、スポーツ、文化に関する施策については、平成 29 年 4 月から市長部局に移管したことにより、全庁横断的に事業を展開し、総合的かつ一体的な施策の推進を図っている。

生涯学習については、生涯学習センターを拠点とした、生涯学習の基盤づくりを推進し、さまざまな学習機会や場の提供を図る。また、市民の生涯学習活動を支援するとともに、そこで得た学びの成果を地域社会で役立て、更に地域の課題解決のため、再び生涯学習の場に戻るという「学びと活動の循環」の構築を推進する。スポーツについては、SUBARU 総合スポーツセンターを健康・スポーツの拠点として、市民、民間事業者及び関係団体と連携・協働して、多世代向けに多種多様なスポーツ教室の開催、スポーツを取り入れた健康づくり事業の充実に取り組むとともに、地域におけるスポーツ施設・設備の充実を図り、地域スポーツクラブ等と連携して地域スポーツ活動を推進している。

文化については、「文化の薫り高い三鷹」をめざして、三鷹市ゆかりの文学者を顕彰するなど、芸術文化のまちづくりを推進するとともに、文化財の保護・活用については、大沢の里郷土文化施設及び三鷹歴史文化財展示室「みたかえる」を拠点として三鷹型エコミュージアム事業を推進し、地域の活力、地域づくりの視点での取り組みを強化している。

いずれの施策についても、教育委員会と市長部局が共に、市民参加と協働のまちづくりを基礎に学校を核としたコミュニティづくり（スクール・コミュニティの創造）に向けた取り組みと密接に連携し、総合的かつ一体的に施策を推進する。

2 三鷹市生涯学習プラン 2022（第 2 次改定）

「三鷹市生涯学習プラン 2022（第 2 次改定）」は、「ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会をつくる」ことを基本目標に掲げ、市民との協働による生涯学習を推進するとともに、市民自らがそのライフスタイルやライフステージに沿った学びを通じて、豊かな心を育み、また学んだことを地域に返し、活かしていくという「学びと活動の循環」や人とのつながりを創出し、地域全体が発展して将来にわたって受け継がれていく社会の実現を目指す。

(1) 計画の基本的な考え方

ア 生涯学習施策の総合的推進

三鷹市スポーツと文化財団、三鷹ネットワーク大学推進機構、民間団体、NPO 法人、大学、企業等とも積極的、効果的な連携を図り、市民も一体となって、協働して取り組みを進めていくネットワーク型行政による生涯学習施策の総合的推進に取り組む。

イ 生涯学習による知識基盤社会への対応

知識基盤社会に対応するための幅広い知識や柔軟な思考力等を身に付ける生涯学習の機会の提供及び学びの支援を推進する。

ウ 生涯学習活動を支援する環境整備

市民の一人ひとりが、自らのライフステージに合った生涯学習活動ができるよう環境整備に取り組む。

エ 「学びと活動の循環」の構築

学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会の実現をめざし、学びと活動が循環する仕組みづくりに取り組む。

オ 学校・家庭・地域の連携の推進

コミュニティ・スクールでこれまで培った地域での人財活躍の仕組みを更に発展させ、学校支援者の組織化を支援するとともに、学校を拠点とした地域活性化を図り、地域の人財が、そこで活動し、学び、その経験をもとに地域に戻って活躍するといった人と人との交流や循環を通じて、「スクール・コミュニティ」の創造に向けた仕組みづくりの推進を図る。

(2) 計画の重点事業

ア 三鷹中央防災公園・元気創造プラザを拠点とした生涯学習の推進

イ 「三鷹市スポーツ推進計画 2022」の推進

ウ 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進

エ 「三鷹型エコミュージアム事業～三鷹まるごと博物館～」の推進

オ 「スクール・コミュニティ」の創造に向けた仕組みづくり

3 三鷹市スポーツ推進計画 2022（第1次改定）

「三鷹市スポーツ推進計画 2022（第1次改定）」は、「希望あふれるまち 三鷹」～「豊かなスポーツ社会」、「ひとり1スポーツの三鷹」の実現とスポーツを通じた「健康都市づくり」と「コミュニティ創生」をめざして～」を基本理念として、市民がスポーツを生涯の友にできるよう、ライフステージに応じたスポーツ文化に親しむ機会と健康・生きがい・生活の充実と、スポーツに関わるさまざまな人・団体や事業者・行政がそれぞれの役割に応じた責務を果たし、教えられていた人が、いずれ教える側に回るような循環型の豊かなスポーツ社会の実現を目指す。

(1) 計画の基本目標

ア スポーツに親しむ環境の整備

「健康・スポーツの拠点」の整備、スポーツ施設の整備・充実や学校体育施設の開放の充実により多様なスポーツ活動の場の整備を進める。気軽に身近な場所でスポーツ活動に取り組めるソフト面も含めた環境の整備を推進するとともに、東京都のスポーツ施設や民間スポーツ施設などとの連携を図り、スポーツ活動の場を充実させる。

イ だれもが目的に応じて楽しめるスポーツライフの推進

だれもが、スポーツを楽しめるようにするために、市民の一人ひとりがさまざまな目的や目標を持って、高齢世代、勤労世代、子育て世代、子どもなど各世代のライフステージに応じた多様なスポーツ活動に親しむ機会の充実を図る。

ウ スポーツ活動とともに支えあう人財の創出

さまざまなスポーツ活動を支える指導者やボランティアの人財育成・支援の推進に努める。また、スポーツ活動へさまざまなニーズに対応できる仕組みの創出を図る。

エ スポーツを通じたコミュニティの創生

各種スポーツ団体等と連携を図りスポーツを通じた市民交流の促進を図る。

また、コミュニティを基盤とした住民の主体的な地域スポーツ活動を推進する。すべての市民が、地域において健康で心豊かに生活を営め、新しい仲間づくりや交流を育むコミュニティ創生の取り組みを推進する。

4 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）において、「三鷹の森ジブリ美術館」や「国立天文台」などの観光面と「都立井の頭恩賜公園」や「大沢の里」などの環境面をはじめとした三鷹市の特性を最大限に生かしながら、東京 2020 大会の成功はもとより、大会を契機に社会に生み出される持続的な効果が大会終了後もレガシー（未来への遺産）として残るよう、取り組みの骨格となる「“2020 年”に向けた三鷹市の基本方針」を平成 29 年 3 月に策定した。これに基づき、東京 2020 大会等に向けた気運を醸成するため、3つの基本目標のもと、幅広い視点から事業を展開する。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、東京 2020 大会が 1 年延期になったことから、令和 2 年度の大会開催に向けた取り組みについては、新型コロナウイルス感染症拡大等の社会情勢を勘案しながら、東京 2020 大会組織委員会、東京都と連携しながら事業実施の可否を検討していく。

(1) 基本目標

【基本目標 1】

誰もがスポーツと触れ合い、元気にいきいきと暮らせるまちづくり

【基本目標 2】

三鷹の資源を生かした、安全で安心して観光できる環境づくり

【基本目標 3】

オリンピック・パラリンピック教育を通じた人財育成と、多様な文化を理解し合う地域づくり

(2) 推進体制

庁内組織として「三鷹市東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等推進本部」を平成 29 年度に設置したほか、平成 30 年度に市内関係団体等で構成される「東京 2020 大会等に向けた三鷹地域連携会議」（小・中学校、スポーツ・文化、まちづくり、大学、警察・消防など関連団体からの委員で構成）を設置し、市民一体となった感動体験の創出と市民等に受け継がれるレガシー創出のため事業を推進している。

＜新型コロナウイルス感染症への対応＞

1 緊急事態宣言等による施設の臨時休館及び再開状況

	施設名	臨時休館日	再開日
芸術文化施設	三鷹の森ジブリ美術館	2月25日	7月下旬
	三鷹市公会堂	2月28日	7月1日
	みたか井心亭	3月4日	7月1日
	三鷹市芸術文化センター	3月6日	7月1日
	三鷹市美術ギャラリー	2月18日	6月2日
	太宰治文学サロン	3月6日	7月1日
	三鷹市山本有三記念館	3月26日	6月2日
	星と森と絵本の家	2月28日	6月1日
生涯学習施設	大沢の里水車経営農家	3月26日	6月1日
	大沢の里古民家	3月26日	6月1日
	出山横穴墓8号墓保存・公開施設	3月26日	6月1日
	生涯学習センター	3月4日	6月15日
	学校開放施設（会議室等）	2月29日	調整中
体育施設	S U B A R U 総合スポーツセンター	3月4日	6月15日
	大沢総合グラウンド	3月28日	6月1日
	新川テニスコート	3月28日	6月1日
	下連雀ゲートボール場	3月28日	6月1日
	中原スポーツ児童遊園	3月28日	6月1日
	井口特設グラウンド	3月28日	6月1日
	学校開放施設	2月29日	調整中

2 主なイベントの中止状況

- ・市民コンサート（6月14日）
- ・大沢の里古民家講座、イベント等（4月11日～）
- ・2020 みたかスポーツフェスティバル（8月23日）
- ・わんぱくスポーツ DAY（9月6日）